

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号,

平成26年(ワ)第14号 原状回復等請求事件

直送済

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

被告東京電力準備書面(10)

(原告準備書面(21)及び(22)に対する反論と,
裁判所の「釈明事項」及び原告らの求釈明事項に対する回答)

平成26年9月5日

福島地方裁判所第1民事部 御中

第1	本準備書面の骨子	4
第2	予見可能性の対象に関する原告らの主張に対する反論	4
1	はじめに	4
2	約10メートル超の浸水高の津波では電源喪失するとは考えられないこと	5
3	原告らの予見可能性に関する主張立証が不十分であること	6
4	原告らの主張は結果回避可能性の観点からも問題があること	8
5	小括	8
第3	本件津波と同程度の津波及びO. P. +約10メートル超の浸水高の津波が本 件原発の所在地において発生することについての予見可能性を基礎付ける客観 的かつ合理的な根拠を有する確立された科学的知見は本件事故発生以前におい て存在しなかったこと	9
1	はじめに	9
2	長期評価の見解について	10
	(1) 長期評価の見解は「信頼性が低い」と地震本部によって評価されていたこ と	10
	(2) 長期評価を策定した地震本部においても本件地震を「想定外」であったと していること	12
	(3) 2008年(平成20年)の試算について	13
3	知見の進展に関するその他の主張に対する反論	17
	(1) 4省庁報告書(1997年(平成9年)3月)について	18
	(2) 貞観津波に関する各文献について	19
	(3) 溢水勉強会(2006年(平成18年)5月)について	20
	(4) マイアミ論文(2006年(平成18年)7月)について	20
	(5) 佐竹論文(2008年(平成20年)10月)について	21
	(6) 小括	22
4	「津波評価技術」に関する原告らの主張に対する反論	23

(1) 「津波評価技術」が過去400年の記録上の既往最大地震・津波しか考慮 しておらず、不十分であるとの点について	23
(2) 「津波評価技術」に基づく津波想定が原子炉の安全目標に遠く及ばないと の主張について	24
ア 原子炉施設の安全目標について	25
イ 日本原子力学会の報告書について	27
(3) 「津波評価技術」が恣意的な「足切り」をしているとの主張について ..	28
(4) 小括	30
第4 結果回避義務違反に関する原告らの主張に対する反論	30
第5 裁判所からの「釈明事項」に対する回答	30
1 釈明事項(1)について	30
2 釈明事項(2)について	31
第6 原告らの求釈明事項に対する回答	32
1 求釈明事項1について	32
2 求釈明事項2について	33
3 求釈明事項3について	33
4 求釈明事項4について	34

第1 本準備書面の骨子

被告東京電力は、被告東京電力準備書面（7）において、被告東京電力が2006年（平成18年）時点における知見の進展状況をもってしても、本件原発の所在地において本件津波と同程度の津波が発生することについて、客観的かつ合理的な根拠に基づいて形成され、確立された科学的知見に基づいて具体的に予見することができなかつたことを基礎付ける具体的な事実を主張したところである。

これに対し原告らは、準備書面（21）及び（22）において、縷々反論しているが、いずれの反論も本件原発の所在地において本件津波と同程度の津波が発生することの蓋然性に関する、本件事故発生以前の科学的知見の状況を正解しないものとなっており、原告らの主張はいずれも当たらない。

本準備書面においては、以下「第2」～「第4」において、原告らの上記各準備書面における主張に対し必要な限度で再反論するとともに、「第5」においては裁判所からの「釈明事項」に対し、「第6」においては原告らの求釈明事項に対し、それぞれ必要な範囲で回答を行う。

なお、被告東京電力答弁書及び準備書面において定義された文言については、特に断りのない限り、本準備書面においても同様の意味を有する。

第2 予見可能性の対象に関する原告らの主張に対する反論

1 はじめに

原告らは、本件訴訟における予見可能性の対象として、本件津波あるいはそれと同規模の津波の発生を予見することまでは必要はなく、本件原発において

全交流電源喪失をもたらす得る程度の津波発生の予見可能性があれば足りるとし（準備書面（9）の23頁）、具体的には、「（建屋の敷地高さである）約10メートル超の浸水高の津波」が予見できれば、本件事故発生の予見可能性は十分に基礎付けられると主張する（準備書面（19）の34頁）。

しかしながら、そのような約10メートル超の浸水高の津波が本件原発の所在地において発生する蓋然性を基礎付ける客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見が2006年（平成18年）時点で存在していなかったことは、既に述べたとおりであるから、原告らの上記主張はそもそもその基礎を欠くものである。

また、既に述べたとおり、原告らが本件事故をもたらした本件津波について論ずるのではなく、実際に発生した津波とは規模の異なる、より規模の小さい仮想的な津波を予見可能性の対象として措定すべきであるとしていること自体、その出発点においてそもそも誤っている。

2 約10メートル超の浸水高の津波では電源喪失するとは考えられないこと

被告東京電力準備書面（7）40頁で詳述したとおり、本件原発に「約10メートル超の浸水高の津波」すなわち、例えば10.1メートルの浸水高の津波が到来したとしても、直ちに建屋内部の地下1階まで浸水して高圧・低圧配電盤までが機能喪失するわけではない。本件事故の際に建屋地下1階まで浸水したのは、敷地高を大幅に上回る未曾有の津波（1～4号機でO.P. +最大15.5メートル、局所的にはO.P. +17メートルにも及ぶ）が押し寄せ、圧倒的な水量、水流、及び水圧をもって建屋外部に衝突したためである。

この点について、原告らは、2006年（平成18年）5月に開催された溢水勉強会において、敷地高+1mの浸水高の津波で本件原発5号機の電源設備が機能を失う可能性が指摘されていると主張するが（準備書面（22）の17

～18頁)、この点についても繰り返し述べているとおり、同評価は溢水経路の確認のため「津波継続時間を考慮しない(∞継続)」(乙B28の2・2頁)と仮定されて行われたものであって、現に敷地高+1メートルの浸水高の津波が押し寄せた場合における現実の機能喪失の可能性を全く基礎付けるものではない。実際に、この溢水勉強会での検討結果については、保安院においても「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」と評価されているところである(乙A16の1頁)。

3 原告らの予見可能性に関する主張立証が不十分であること

原告らは、現実に発生した津波よりも小さい「約10メートル超の浸水高の津波」が、いかなる因果の流れで本件原発の全交流電源喪失に至らしめるのかについては、主張立証を放棄し、そもそも津波発生から機能喪失までの因果の流れは予見可能性の対象にならず、主張立証の必要もないと主張している(準備書面(22)の6～8頁)。

しかしながら、過失の基礎となる予見可能性は、具体的な結果回避義務を導き出す程度の具体性が必要であるところ(森島昭夫「不法行為法講義」191頁)、原告らは、予見可能性の対象として実際に起こった津波を離れ、それよりも規模が大幅に下回る仮定的な地震及び津波を措定するとし、それによっても全交流電源喪失が生じて本件事故に至り得たと主張しているのであるから、そのような仮定的な規模の小さな津波が、如何なる因果の流れで本件原発の全交流電源喪失をもたらすのか(回避の対象となる結果に至るのか)について、具体的に主張・立証すべき責任を負っていることは明らかである。

この点に関し、原告らは、津波の高さ13メートルの本件津波(ただし福島第一原発検潮所付近における推定値)が、浸水高ではO.P.約+11.5～約+15.5メートルになったこと等を捉えて、津波の高さが約10メートル

超の津波であれば、浸水高は1～4号機のエリアで1.19倍（局所的に1.3倍）に至る可能性がある等と主張する（準備書面（22）の17頁）。

しかしながら、「浸水高」¹と「津波の高さ」²は異なる概念であるところ、いずれにせよ、前述のとおり、本件事故発生以前において、本件原発の所在地において本件津波と同程度の浸水高又は津波の高さが発生することについての客観的かつ合理的な根拠に基づいて形成され、確立された科学的知見が存在したということとはできないから、原告らの上記主張はその前提を欠き、失当である。

また、原告らは、本件訴訟における予見可能性の対象を「浸水高」を基準として主張しているところ（約10メートル超の浸水高（O. P. +10メートル超）の津波」が予見できれば、本件事故発生の予見可能性は十分に基礎付けられると主張している。）、被告東京電力による本件原発への「浸水高」の予測に当たっては、本件原発の地形等を踏まえた挙動が考慮された上で本件原発の「浸水高」が想定されているものであるから、そのようにして導かれている「浸水高」について、津波の挙動等によってさらに最大で1.3倍になり得るとする原告らの主張は、本件原発での浸水高の想定過程を正しく理解しないものであって、誤りである。

これまで本件原発の津波想定は基本的には「浸水高」で評価されてきたものであり（全て「O. P. +」の表記が付されている。）、被告東京電力が2008年（平成20年）に行った長期評価に基づく試算なども全て浸水高で算出し、検討がなされているのである。

¹ 「浸水高」とは、津波によって建物や設備に残された変色部や漂着物等の痕跡の基準面（福島第一原子力発電所においては小名浜工事基準面）からの高さのことをいい、一定の高さ（津波の高さ）で押し寄せた津波が、護岸の形状や津波の挙動等により敷地上で変動した結果が「浸水高」である。「津波の高さ」と「浸水高」は異なる基準面から測定される。

² 「津波の高さ」とは、平常潮位（津波が発生していない状態の潮位）から津波によって海面が上昇したときの高さのことをいう。

4 原告らの主張は結果回避可能性の観点からも問題があること

以上に加えて、原告らの予見可能性に関する主張は、結果回避可能性の観点からも問題がある。

すなわち、繰り返し述べているとおり、本件事故は、まさに過去に想定されていなかった連動型巨大地震の発生により、最大でO. P. + 15. 5メートル、局所的にはO. P. + 17メートルにも及ぶ浸水高の津波により、相当量の海水が圧倒的な水圧で一気に建屋地下まで浸水・冠水したことにより引き起こされたものである。

そのため、たとえ被告東京電力において、原告らがというような実際に起こった本件津波よりも規模の小さな「約10メートル超の浸水高の津波」（あるいは「約10メートル超の高さの津波」）を想定して何らかの対策を仮にとっていたとしても、現実には生じた本件津波が上記のような態様であったものである以上、そのような対策によって本件事故を回避することが可能であったなどと軽々にいうことはできない。

この点について原告らは「結果回避可能性の問題である」と述べるに留まるが（準備書面（21）の37頁）、このような「結果回避可能性の問題」について具体的に何らの主張もしていない。

5 小括

以上のとおり、予見可能性の対象としては、原告らが主張するような現実よりも規模の小さい仮想的な津波を想定するのではなく、現に本件事故を発生させた本件津波と同規模・同程度の津波を想定すべきである。

因果関係の主張及び立証については、現実には生じた事故の経過について、その因果関係の基本的部分を予見することができたか否かという観点から判断さ

れなくてはならない。原告らにおいては、現実には生じた津波よりも規模の小さな津波を予見すべきであったとしてその主張を構成していることから、上記のような無理が生じているのである。

そして、本件原発の所在地における既往最大津波がチリ地震津波（約3メートル）であったのに対して、本件津波の浸水高は本件原発の1～4号機で最大O. P. +15.5メートルのものであり、本件事故以前の時点における客観的かつ合理的根拠を有する確立された科学的知見によっても、そのような津波の発生を予見することができなかつたことからすれば、本件事故をもたらした本件津波の発生について予見することができなかつたものである。

第3 本件津波と同程度の津波及びO. P. +約10メートル超の浸水高の津波が本件原発の所在地において発生することについての予見可能性を基礎付ける客観的かつ合理的な根拠を有する確立された科学的知見は本件事故発生以前において存在しなかつたこと

1 はじめに

原告らは、準備書面（21）において、長期評価の見解を初めとする各知見の進展が、いずれも「無視し得ない知見」であったことは明らかであると主張する（同33頁）。

しかしながら、予見可能性は、あくまで法的な過失を基礎付けるものであり、当該予見に導かれて一定の法的な作為義務を生じさせるものである以上は、予見可能性を基礎付ける科学的知見とは、客観的かつ合理的根拠を有する確立された科学的知見であつて、具体的な法益侵害の危険性が認められるものでなくてはならない。

2 長期評価の見解について

原告らは、地震本部が2002年（平成14年）7月に公表した長期評価の見解に関する被告東京電力の主張に対して、学術的論争をしているのではないなどとし、少なくとも長期評価が「無視し得ない知見」であったことは明らかであるなどと主張する（準備書面（21）の7頁，33頁）。

しかしながら、被告東京電力は決して長期評価の見解を無視しておらず、2009年（平成21年）には、「津波評価技術」に基づきバックチェック作業を進める中で、他の電気事業者とともに土木学会に対し、長期評価の見解をどう扱うべきかについて審議を依頼している（丙B41の1・福島原子力事故調査報告書23頁）。

本件で問題となるのは、長期評価の見解が知見として「無視し得ないものであったかどうか」ではなく、冒頭で述べたとおり、同知見が「被告東京電力をして客観的かつ合理的根拠をもって具体的な法益侵害の危険性を予見させるものであったか否か（それを踏まえて、直ちに設計基準事象として取り入れるべき法的義務を生じさせる程度のものであったか否か）」である。

そして、長期評価の見解は、以下述べるとおおり、そのような知見であったとまでは評価することはできない。

(1) 長期評価の見解は「信頼性が低い」と地震本部によって評価されていたこと

繰り返し述べているとおおり、福島県沖海溝沿いの領域においては、本件事故に至るまで、マグニチュード9クラスの地震はおろか、マグニチュード8クラスの地震も滅多に起こらないと考えられていた（詳細は被告東京電力準備書面（7）の63～64頁）。原告らは、福島県沖海溝沿いの領域とその

他の領域とが同一の構造を持つと主張するが（準備書面（21）の28頁），そのような事実はなく，少なくとも福島県沖海溝沿いの領域とその他の領域とで地震地体としての構造自体が全く異なると考えられていた（乙B1）。

これに対し，地震防災対策の高揚や推進を目的とする地震本部は，「津波評価技術」刊行から5か月後の2002年（平成14年）7月に公表した長期評価において，福島県沖海溝沿いの領域を含む日本海溝沿いの長さ800キロメートルをひとまとめにし，そのどこかでマグニチュード8クラスの地震が発生する可能性を否定することができないと指摘した。

しかしながら，その科学的・具体的根拠は特に示されておらず，その信頼度も低いと自己評価されていた（乙B15・8頁）。政府の中央防災会議や福島県も防災計画策定にあたり長期評価の見解を採用せず，他の電気事業者においても，長期評価の見解を設計基準に取り入れたり，同見解を踏まえて何らかの津波対策が講じられた等の事情もなかった。被告東京電力において，本件事故に至るまで保安院等の規制当局から長期評価の見解を設計基準に取り入れるよう指示があったり，長期評価の見解を踏まえて津波対策を講じるよう指導等がなされたこともなかった。「津波評価技術」の考え方も長期評価の見解を踏まえて変更された等の事情はなく，バックチェックルールにおいても同様の取り扱いであった。

このような状況に鑑みれば，原告らの主張する2006年（平成18年）時点で，長期評価の見解は一つの見解ではあったものの，地震本部においてもその信頼性は低いと評価されており，直ちに本件原発の設計基準事象として取り入れられるべき客観的かつ合理的な根拠を有する確立された科学的知見と評価できるものでなかった。

原告らは，かかる長期評価を公表した地震本部が被告国の設置した機関であること等を強調するが（準備書面（21）の26頁等），地震本部の目的はあくまで地震防災対策の推進にあり，施設における設計基準事象としてい

かなる事項を考慮すべきかどうかとは別の観点から津波評価を行っているものである（繰り返し述べているとおり、原子炉施設に関する安全設計審査指針が考慮すべきとしている自然現象とは「過去の記録の信頼性を考慮の上、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、かつ、統計的に妥当なもの」とみなされるもの」とされている（乙A14・8頁）。

また、原告らは、専門家の中でも長期評価と同様に「津波地震はどこでも起きる」との指摘もされていたと主張するが（準備書面（21）の46頁）、地震発生の可能性については様々な意見や考え方があり得るところであり、全見解が一致しているということはまれであることから、特定の学説として地震発生の可能性が指摘されていたとしても、そのことによって直ちに当該知見を設計基準事象として盛り込むべきであるということとはできない。

（2）長期評価を策定した地震本部においても本件地震を「想定外」であったとしていること

原告らは、本件地震や本件津波の発生により長期評価の見解が正しかったことが証明されたかのように主張し（準備書面（21）の43頁）、被告東京電力がこれを直ちに設計基準に取り込まなかったことが違法であると主張しているが、本件地震は、長期評価が指摘したとおりの地震が発生したものであると評価することもできない。

本件地震は、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の地震が、北は岩手県沖から南は茨城県沖まで約500キロメートルに及ぶ断層破壊を誘発したものであり、複数領域で一度に連動して地震が発生したという連動型巨大地震であった。それゆえに、福島県沿岸部に到達した津波も未曾有のものとなったものであって、そのような地震の同時発生については地震学界では想定できていなかった（甲B1の2・政府事故調最終報告書304頁）とされて

おり、地震本部も本件地震について「想定外」とし、同本部の島崎邦彦氏も、本件地震の発生を受けて、それまで長期評価の見解の根拠として主張していた説を撤回している（甲B1の2・政府事故調最終報告書304頁注8）。

また、長期評価の見解は、各沿岸部においてどの程度の波高の津波が発生するかについては一切言及しておらず、また、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域の全体のどこかで「マグニチュード8クラス」の地震が発生する確率について言及するという性格のものであったため、長期評価の見解をもってしても、マグニチュード9.0の本件地震に起因する本件津波の発生が予見されていたということとはできない。

このように、長期評価において、本件事故以前に、特に科学的根拠を示さずに福島県沖海溝沿いの領域を含めてマグニチュード8クラスの地震が発生する可能性を指摘されていたことについては、地震本部自身が信頼性が低いと評価していたものである上、実際に発生した本件地震及び本件津波は、長期評価が指摘していた地震や津波が発生した（現実化した）というものではなく、「長期評価」を公表した地震本部自身にとっても「想定外」の地震・津波であったというのが実情である。

(3) 2008年（平成20年）の試算について

原告らは、被告東京電力が2008年（平成20年）1月から4月ころに、長期評価の見解を踏まえて明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿いに当てはめて津波評価を行い、そのうち本件原発立地点に最もシビアとなるパラメータの組み合わせにおいて、1～4号機の各建屋の南側敷地でO. P. +15.7メートルとの数値を得たことをもって、少なくとも被告東京電力がかかる試算をもっと早くに実施していれば、遅くとも2006年（平成18年）までには、少なくとも敷地高（O. P. +10メートル）を超える程

度の津波が発生し、本件原発が全電源喪失に至る事態を予見し得たと主張する（準備書面（21）の45頁）。

しかしながら、このような試算の前提となる長期評価の見解が直ちに設計基準に取り込めるようなものでなかったことは上述したとおりであり、また、上記「O. P. +15.7メートル」との結果が出たのは本件原発の敷地南側（建屋は存在しない）であり、建屋前面に到達した津波自体は、本件事故時とは異なり主要建屋敷地高までは遡上しないという結論であった。

被告東京電力は、2009年（平成21年）には「津波評価技術」に基づきバックチェック作業を進める中で、他の電気事業者とともに土木学会に対し、長期評価の見解をどう扱うべきかについて審議を依頼しており（丙B41の1・福島原子力事故調査報告書23頁）、かかる電力共通研究としての審議委託は、バックチェックにおけるより一層の安全性の積み増しという見地から行われたものである。

そして、前述のとおり長期評価の見解に対する当時の評価やこれに対する対応状況を踏まえれば、被告東京電力が長期評価の見解を無視しないで、明治三陸地震津波の波源モデルを借用して本件原発所在地での津波評価の試算を行い、その妥当性を見極めるべく土木学会に調査審議を委託する等の対応を採ることが、被告東京電力の過失を基礎付けるべき違法な対応であったということとはできない。

また、現にこのような対応を採ることについて、長期評価の見解に賛意を示していた専門家からも特に異論が出されているという状況にはなかった。

原告らは、被告東京電力がかかる審議委託まで6年以上も長期評価の見解を放置したと主張するが（準備書面（21）の34頁）、長期評価の見解については、「津波評価技術」の刊行から数か月後に公表されたものであり、その科学的・具体的根拠は特に示されておらず、その信頼度も低いと自己評価されていた（乙B15・8頁）。政府の中央防災会議や福島県も防災計画

策定にあたり長期評価の見解を採用しておらず、さらに、長期評価の見解の裏付けとなる更なる知見の進展等がその後も特にみられていなかった（原告ら自身も、準備書面（21）36頁において「被告東京電力が検討を開始した2008（平成20）年までに「長期評価」の知見のレベルが上昇（変更）したということはない」と述べている。）。

また、甲B1の2（政府事故調最終報告書）の303頁においても、本件地震発生以前の地震・津波に関する地震学者の考え方についてヒアリングした結果のおおむね一致した見解が取りまとめられているところ、これを引用すれば以下のとおりである。

「まず、日本海溝沿いの領域全般について、M9クラスの地震が起こり得るとは考えられていなかった。M9クラスの超巨大地震は、チリ沖やアラスカ沖のようにプレートが若くて密度がそれほど大きくなく、海溝に沈み始めたばかりで浅い角度で沈み込んでいるところで発生するという「比較沈み込み学」仮説に、多くの地震学者が賛同していた。

多くの地震学者から「比較沈み込み学」が受容されるのと同時に、地震は過去に発生したものが繰り返すものであり、過去に発生しなかった地震は将来にも起こらないとする考え方が一般的であった。そのため、福島県沖で発生する可能性がある地震については、陸寄りの領域においては、平成14年ころの時点では、過去約400年間の記録に基づき、最大でも塩屋崎沖で発生した福島県東方沖地震（昭和13年）のようなM7.5クラスとされていた。平成20年頃からは、貞観地震の波源モデルが徐々に明らかにされつつあったが、依然として福島県沿岸に貞観地震によりどの程度の津波が来襲し、また、地震波源がどこまでの広がりを持つものであったかは必ずしも明確でなかった。

一方、沖合の海溝寄りの領域で発生する津波地震については、長期評価

のようにM8クラスの地震が三陸沖から房総沖にかけてのどこでも起こり得るとする考えと、従前どおり特定領域でしか起こらないとする考えの両論があった。前者を推す島崎邦彦地震予知連絡会会長は、歴史記録がないのはわずかな期間の記録しか見ていないためであって津波地震が福島県沖だけ起こらないとする理由がない、また、そもそも津波地震は、固着の弱いところで起こる「ぬるぬる地震」であってプレートの新旧が固着の大きさを支配する比較沈み込み学は適用されないため、三陸沖から房総沖にかけての各領域のプレートの新旧度合いとは関係なくどこでも同規模程度の津波地震が起こり得るとする考え³であった。

他方、社団法人土木学会（現在は公益社団法人、以下「土木学会」という。）においては、この領域での津波地震発生の可能性について両論があったことを踏まえ、三陸沖から房総沖にかけてのどこでも起こるとする場合と特定領域でのみ起こるとする場合の両方の津波発生パターンを考慮に入れたロジックツリーによる確率論的津波ハザード評価の研究を、平成14年2月に策定した「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）の後継研究として進めていた。

今回の東北地方太平洋沖地震は、日本海溝寄りの津波地震であった明治三陸地震タイプの津波がより南の領域で起こったものと、より陸寄りの領域での貞観地震タイプの津波という、これまで別々に考えられてきた二つの地震津波の同時発生であったとするのが現時点での解釈の一つとされている。しかしながら、両者の同時発生は地震学界では想定できていなかった。遠動地震という観点では、2004年（平成16年）のスマトラ沖地

³ 島崎氏は、東北地方太平洋沖地震は強い固着があったにもかかわらず津波地震となったものであったため、この考えは当該地震発生後否定され、現時点では津波地震発生のメカニズムは不明と供述している。

震も南海トラフの地震も、いわば陸寄りの領域で複数地震が連どうするといふものであり、開港寄りの領域での津波地震と陸寄りの領域での地震が同時に発生したと考えられるものは、東北地方太平洋沖地震が初の事例であった。」

このような地震学界における認識及び検討の状況をも踏まえれば、長期評価の見解は、本件事故発生当時において、本件原発に生じ得る津波を想定するに当たって依拠すべき、客観的かつ合理的な根拠に基づいて確立された科学的知見とまではいえなかったものであり、また、被告東京電力においては、そうであるとはいえ、長期評価の見解を無視するのではなく、慎重に各種の検討を進めていたところである。

したがって、長期評価の見解が被告東京電力の本件事故の予見可能性を基礎付けるものであるとの原告らの主張にはいずれも理由がない。

3 知見の進展に関するその他の主張に対する反論

原告らは、その他の知見の進展（４省庁報告書、貞観津波、阿部勝征氏の研究、地質学者のアンケート、スマトラ沖地震津波、東北大学による受託研究、佐竹論文、岡村行信氏の指摘等）についても、長期評価と同様に「無視し得ない知見」であったことは明らかであると主張する（準備書面（２１）の２９頁以下）。

しかしながら、被告東京電力はいずれの知見も「無視」していない。本件訴訟における本件事故の予見可能性の争点との関連においては、各知見が「無視し得ないものであったかどうか」ではなく、同知見が「被告東京電力をして客観的かつ合理的根拠をもって具体的な法益侵害の危険性を予見させるものであったか否か（設計基準事象として取り入れるべき法的義務を生じさせるほどの

ものであったか否か)」という点にある。

以下、原告らの個々の知見に関する主張に対し、必要な限りで反論する。

(1) 4省庁報告書（1997年（平成9年）3月）について

原告らは、4省庁報告書（正式名称は、「大平洋沿岸部地震津波防災災害対策手法調査」である。）において指摘される既往津波の再現計算を踏まえ、かつ首藤教授が指摘したように数値解析の誤差を大きくとることで、福島第一原発において全交流電源喪失を引き起こしうるO. P. +10メートルを超える津波の発生を予見できたと主張する（準備書面（21）の40頁）。

しかしながら、4省庁報告書が原子力発電所の設計に当たっての想定津波の設定を目的とするものではなく、地震津波の防災災害対策の手法を明らかにしようとするものとして作成され、それゆえに概略的な計算式を示したに留まり、「倍半分」との指摘もそれ自体が津波発生 of 蓋然性を示す科学的知見なのではなく、評価手法の精度が概略的なものであるがゆえの誤差（不正確さ）の幅をいうにとどまるものであること、かかる4省庁報告書を踏まえつつ、より精緻な分析を可能なものとするものとして策定されたのが「津波評価技術」であり、かつ「津波評価技術」の評価方法については、本件事故以前においては合理的かつ相当なものとして受け入れられ、国際的にも評価されていたものであることを踏まえれば、原告らの上記主張には理由がない（特に詳細は被告東京電力準備書面（9）の16頁以下）。

現に、4省庁報告書に記載されている各計算結果を2倍した数値を前提にして特定の防災対策等においても採用されたケースは存在しないものであり、4省庁報告書に基づいて、本件事故の予見可能性を論ずること自体相当ではない。原告らの主張は、その後「津波評価技術」として取りまとめられた、本件事故以前における科学的知見を不当に軽視するものであり、本件事故以

前におけるこの分野での科学的な知見の実情を全く正解しないものである。

(2) 貞観津波に関する各文献について

原告らは、2002年（平成14年）以前に発表された貞観津波に関する各文献において、貞観津波が海岸から3kmほど奥まで波が押し寄せ、その被害が甚大であったこと、そのような貞観津波が福島第一原発の所在地を含む地域にも及んでいたことが指摘されていたと主張する（準備書面（21）の40～41頁）。

しかしながら、繰り返し述べているとおり、各文献において「海岸から3kmほど奥まで波が押し寄せ」とされているのは、あくまで仙台平野の話であって、その痕跡高も「慶長三陸津波を上回らなかったと考えられる」（甲B12の1）とされている。福島県沿岸部への津波到達について触れている文献においても、その浸水高は「大洗から相馬にかけては小さく、およそ2～4メートル」とされているに留まる（甲B12の5）。

原告らは、2005年（平成17年）以降に発表された、東北大学による受託研究に基づく貞観津波に関する各文献においても、少なくとも数千年前に福島第一原発の所在地を含む地域にも巨大津波地震が発生していた可能性を示す知見として重要であると主張するが（準備書面（21）の51頁）、少なくとも2000年台の前半までに公表された論文等によれば貞観地震自体は三陸沖で発生したものとされていたものであり、また、そもそも津波地震とも考えられていない（この点は原告らも「貞観地震タイプの津波」として「津波地震」と明確に区別している（準備書面（4）の8頁）。なお、「貞観地震タイプの津波」は周期が長いため平野の奥深くまでは浸水するが、「津波地震」と比較して海岸線における津波の高さは高くない。）。

(3) 溢水勉強会（2006年（平成18年）5月）について

原告らは、同勉強会において津波による外部溢水の影響の検討を行っていること自体、被告東京電力がそのような建屋敷地を超える津波の襲来があり得るものとして、その対策を考慮する必要があることを認識していた事実を示すと主張する（準備書面（21）の48頁）。

しかしながら、溢水勉強会においては、当初はキウオーニ原子力発電所での配管破断事故が発生したことを受けて、外部溢水を問わず検討がされていたこと、福島第一原発だけでなく複数の代表プラントを選定し、全てについて敷地高+1mの津波を想定して実施されていること等の事情からも、かかる勉強会が現実的な津波襲来の可能性を度外視して行われ、津波はあくまで外部溢水状態を生じさせるための前提事実の一つとして考慮されているにとどまることは明らかである。

現に、同勉強会では「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」と結論付けられている（乙B28の2・1頁「1. はじめに」）。

(4) マイアミ論文（2006年（平成18年）7月）について

原告らは、被告東京電力がマイアミ論文において福島県沖海溝沿いに津波の波源を置いて試算を行っていることを理由に、被告東京電力がかかる試算を行ったことは、試行的な解析を行うだけの合理的根拠があったことを示すと主張する（準備書面（21）の49頁）。

しかしながら、かかる原告らの主張は、「津波評価技術」のような「確定論的津波評価手法」とマイアミ論文で試行的に行ったような「確率論的評価手法」の考え方の違いを完全に混同しており、全く理由がない。

「津波評価技術」のような「確定論的津波評価手法」においては、まず初

めに文献調査に基づき対象地点の主要な既往津波を抽出（確定）した上で、その波源モデルのパラメータを変動させることにより、対象地点に最もシビアとなるパラメータの組み合わせを見つけ出す。

これに対し被告東京電力がマイアミ論文で試行的に行った「確率論的津波評価手法」の開発とは、様々な地震について将来発生する確率を評価した上で、地震ごとに特定の地点にもたらす津波の水位を評価し、その結果、任意の水位を超える津波が到来する確率（超過確率）がどの程度になるかを算出するという手法の開発を目指すものである。

このように、「確率論的津波評価手法」とは、原告らの主張するような各地震の「再来周期」を設定して津波評価を行う手法であるが、既に繰り返し述べてきたとおり、津波については過去の発生実績が乏しいことから、運転時の機器故障確率等と異なり統計処理することが容易でなく、本件事故後の時点ですら、IAEAも「津波ハザードを評価するために各国で適用されている現在の実務ではない。確率論的アプローチを用いた津波ハザード評価の手法は提案されているが、標準的な評価手順はまだ開発されていない。」と評価している状況である（丙B43・61頁）。

したがって、このような知見の状況を無視し、2006年（平成18年）時点で直ちに「確率論的津波評価手法」を設計基準に取り込むべきであるとする原告らの主張には理由がない。

（5）佐竹論文（2008年（平成20年）10月⁴）について

原告らは、貞観津波の波源モデルについて分析した佐竹論文について、同

⁴ 既述のとおり、佐竹論文が正式に発表されたのは2009年（平成21年）4月であり、2008年（平成20年）10月は被告東京電力が佐竹論文の試案を受領した時期である。

論文が示した波源モデルは相当程度の信頼性があり、本件における津波の予見可能性に関し、無視できない知見であったと主張する（準備書面（21）の51頁）。

しかしながら、被告東京電力が佐竹論文を入手したのは、本訴訟で原告らが予見可能性の判断時点として主張する2006年（平成18年）以降のことである。被告東京電力は、2008年（平成20年）には佐竹論文に基づき本件原発での浸水高の試算を行っているが、その結果は、1号機～4号機の取水ポンプ位置でO. P. + 8. 7m、5及び6号機の取水ポンプ位置で最大O. P. + 9. 2mとの結果であった。また、2009年（平成21年）には、佐竹論文における指摘事項を踏まえて被告東京電力において津波堆積物調査を実施したが、本件原発の位置する南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できていない（丙B41の1・福島原子力事故調査報告書21～22頁）。

被告東京電力は、こうした佐竹論文の公表や、それに基づく試算を経て、2009年（平成21年）に、貞観津波の波源モデルの検討についても土木学会に審議を依頼しているが、貞観津波に関する知見の状況を踏まえれば、被告東京電力の上記のような対応が不合理なものであったとはいふことができない。

（6）小括

以上のとおり、原告らの主張するいずれの知見についても、被告東京電力をして、本件原発の所在地において、本件津波と同程度の津波あるいは約10メートル超の浸水高の津波を予見すべき根拠となる科学的知見ではなかったものである。

4 「津波評価技術」に関する原告らの主張に対する反論

原告らは、準備書面（21）の8頁以下において、引き続き「津波評価技術」に対する論難を繰々行っているが、その主張は、以下述べるとおりいずれも全く理由がない。

(1) 「津波評価技術」が過去400年の記録上の既往最大地震・津波しか考慮しておらず、不十分であるとの点について

原告らは、「津波評価技術」に関する被告東京電力の主張を受けて、「津波評価技術」が津波水位を推計するシミュレーション方法として当時の技術的な到達点を集約したものであり、国際的にも評価されていること自体は認めつつ、その評価の基礎とすべき地震及び津波について、過去400年程度の歴史記録に残っている既往最大地震・津波のみに依存しており、津波対策として不十分であると主張する（準備書面（21）の11頁等）。

しかしながら、まず前提として、特定地点における津波評価を行うにあたり、過去の客観的記録から確認できる既往最大地震・津波の波源モデルを基にすること自体は何ら不合理ではない。この点については、原告らも引用する日本原子力学会が本件事故後に発表した事故調査報告書においても「土木学会が歴史津波に基づいて津波高の評価式を策定したことはごく普通のこと」（甲B167・323頁）とされている上、国際原子力機関（IAEA）も、「津波評価技術」が「文献調査による対象地点の主要な既往津波の抽出」からスタートすることを含めてIAEA基準に適合する基準の例として参照しているところである（丙B43・116頁）。また、原子力安全委員会が定めた安全設計審査指針においても、原子炉の設計基準事象として考慮すべき「自然条件」の定義として「過去の記録の信頼性を考慮の上、少なくとも

これを下回らない苛酷なものであって、かつ、統計的に妥当なもののみなされるもの」とされている（乙A14・8頁）。なお、原告らが依拠する長期評価も、過去400年間の地震活動から将来の地震発生可能性を想定しているという点では、「津波評価技術」と異なる（甲B5の2・3頁）。

また、原告らは、あたかも「津波評価技術」が、過去400年間の既往地震・津波を超える津波を一切想定していないかのように主張するが、この点も全く事実と反する。むしろ、「津波評価技術」は、既往最大津波のみで判断するという従前の方法を改めて、既往最大津波を基礎としつつも、これを超える津波の発生を考慮するための評価技術を提供するものである。

繰り返し述べているとおり、「津波評価技術」においては、既往最大津波の波源モデルをベースにしつつ、様々な不確実性を考慮に入れるために詳細なパラメータスタディを実施し、評価地点に最もシビアとなるパラメータの組み合わせを選定する過程を経るのであり、その結果導き出される設計想定津波水位は、平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍となることが現に確認されている（甲B6の2・1～7頁、甲B6の3・2～209頁）。したがって、原告らがあたかも「津波評価技術」が極めて限定的で不合理な条件下で津波評価を行っているかのような主張をしているのは、明らかに誤りである。

(2) 「津波評価技術」に基づく津波想定が原子炉の安全目標に遠く及ばないと
の主張について

原告らは、「津波評価技術」が歴史記録に残っている既往津波、すなわち約400年程度の歴史記録にのみに基づき津波評価を行っていることは、IAEAの安全目標や原子力安全委員会が原子炉施設の性能目標⁵として取りまとめた「CDF（炉心損傷頻度）： 10^{-4} 年（1万年に1回）」、「CF

F（格納容器機能喪失頻度）： 10^{-5} 年（10万年に1回）」に遠く及ばないと主張する。

しかしながら，原告らがいかなる理由で「津波評価技術」が上記安全目標に「遠く及ばない」と断定しているのか全く不明であり，原告らの上記主張も当たらない。

ア 原子炉施設の安全目標について

IAEAや原子力安全委員会が取りまとめた上記性能目標や安全目標⁵は，事故発生の確率とその影響度を事故原因ごとに評価し，それに基づきシビアアクシデントのリスクを定量化する「確率論的安全評価手法」（PSA⁶）における目標値として設定されたものである。

上記「確率論的安全評価手法」は，元来，チェルノブイリ原発事故等を契機に機器の故障や人為的ミスといった「運転時の内的事象」を前提に研究・開発が進められてきたものであり，かかる「運転時の内的事象」については，運転実績の蓄積により機器の故障確率や人為的操作ミスの発生確率の統計処理が可能であったことから，我が国においても平成4年頃には既に評価手法が確立されていた。そして，実際に定期安全レビュー（PSR⁷）やアクシデントマネジメント対策において，PSA手法を用いたシビアアクシデントの発生確率や，事故による影響等の定量的な評価が行われてきた（甲B164・1～2頁，甲B165・3頁）。

これに対し，地震や津波といった「外的事象」については，手法の確立

⁵ 原子力安全委員会の性能目標及び安全目標は，専門部会の中間とりまとめの位置付けである。

⁶ Probabilistic Safety Assessment

⁷ Periodic Safety Review

が不十分であったことから、津波と比較して相対的に研究の進んでいた地震ですら本件事故時点でなお研究は未発達の状況にあった。実際、原告らがその主張の根拠として提出している原子力安全委員会の「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対応する性能目標について」（甲B165）においても、「PSA手法は、我が国において、発電炉の定期安全レビューや、内的事象に対するアクシデントマネジメント対策の評価などに活用されている技術であるが、外的事象に対しては、今後、評価実績の積み重ねが必要とされる技術である。」（6頁）とされている。

また、原子力安全委員会が平成18年9月に改定した新耐震設計審査指針においても、外的事象（ただし後述するとおり地震のみであり、津波は含まれない。）については「確率論的安全評価手法」に基づき安全性評価を行うことは要求されておらず、更に、「残余のリスク」の検討過程においても、「手法の成熟度に関する認識において専門家間でもかなりのばらつきや不一致があること、原子力安全規制上のリスクに対する明確な定量的目標値が未設定であるといった現状等を踏まえ、なお今後の検討に委ねるべき事項があるとの理由により、全面的採用には至らなかった」とされており（甲B79・7～9頁）、「確率論的安全評価」に基づき評価することは要求事項となっていない。ましてや、より研究未発達の状況にあった津波については、そのような「残余のリスク」としてすら考慮することは言及されていなかったというのが実情である。

原告らは、「津波評価技術」が津波の再来周期（発生確率）を特定していないとか、それに基づく津波対策が著しく不十分であったなどと主張するが（準備書面（21）の16～17頁）、そもそも津波については原告らが提出した証拠上も再来周期（発生確率）を特定することは要求されておらず、それを具体的に設計基準事象に盛り込むことができる程度までに発達した手法には至っていなかったものであるから、原告らの上記主張に

は理由がない。

なお、被告東京電力としても、津波に関する「確率論的影響評価手法」（確率論的津波評価手法，津波P S A）の研究が未発達だったからといって何らの対応もしていなかったわけではない。被告東京電力は、2003年（平成15年）には他の電力会社11社とともに土木学会に対して「確率論的津波評価手法」の構築に係る調査研究の委託をし、研究・開発段階にある「確率論的津波評価手法」の適用可能性の確認や手法の改良を自主的に行うなど、積極的に研究開発を進めていた。被告東京電力が2006年（平成18年）7月に発表した「マイアミ論文」は、その研究成果として試行的な解析結果を発表したものであるが、前述のとおり、かかるマイアミ論文を発表した時点においても、津波P S Aがなお発達途上にあったことは、I A E Aが本件事故後の2011（平成23）年11月に発表した報告書においてすら「津波ハザードを評価するために各国で適用されている現在の実務ではない。確率論的アプローチを用いた津波ハザード評価の手法は提案されているが、標準的な評価手順はまだ開発されていない。」と評価されていること（丙B43・61頁）からも明らかである。

イ 日本原子力学会の報告書について

ところで、原告らは、日本原子力学会が、本件事故後の2014年（平成26年）に発表した報告書（甲B167）において、「津波評価技術」に関し、「設計基準津波については100年オーダーの歴史津波を考慮して設定されていたことから、超過確率が 10^{-2} ～ 10^{-3} /年程度になっていたと推定される」との評価が記載されていることをとらえ、「1000年に1度（ 10^{-3} /年）程度の津波を想定津波とし、それを超える津波については対策を考えていなかった」などと主張している。

しかしながら、そもそも同報告書の言う「100年オーダー」や、原告らが主張する「1000年に1度」との記載が何に基づいているのかは不明であり、また、津波発生確率（再来周期）と、CDF（炉心損傷頻度）ないしCFR（格納容器機能喪失頻度）は同義ではない（CDF、CFRは事故シーケンスと事故原因事象の発生可能性を設定して評価される。）。

したがって、上記報告書がいかなる理由で「津波評価技術」が 10^{-2} ～ 10^{-3} /年程度の津波しか考慮していなかったかのような記載をしているのかについては、今のところ不明と言わざるを得ないが、いずれにせよ、前述のとおり、本件事故発生当時までの時点においては、津波に関する確率論的評価手法は確立されていなかったものであり、このような本件事故後に公表された評価については、本件事故によって得られた教訓・知見を踏まえた今後の改善のための議論であると考えられる。

(3) 「津波評価技術」が恣意的な「足切り」をしているとの主張について

原告らは、「津波評価技術」に基づき算出される設計想定津波高が、平均的に既往最大津波の痕跡高の約2倍となっていることについて、計算結果が既往最大津波以上になるように計算結果が既往最大津波以下となったもの（痕跡高／詳細パラメータスタディによる最大水位上昇量の比率が「1.0」を上回ったもの）を恣意的に「足切り」しているなどと主張する（準備書面（21）の24～25頁）。

しかしながら、原告らの主張するような恣意的な計算操作が行われている事実はないから、原告らの上記主張も誤りである。

「津波評価技術」に基づく評価においては、評価地点における設計想定津波の計算結果が既往最大津波の再現計算結果を下回った場合には、それが上回るようになるまでパラメータを変動させたり、より詳細な計算格子を用い

たりして計算を繰り返すものとされており、換言すれば、「津波評価技術」に基づく計算結果は必ず既往最大津波を超える結果となるのであり、特定の評価結果を恣意的に「足切り」しているような事情はない。

例えば、付属編（甲B6の3）2～182頁では、三陸沿岸域における評価結果について、「1.0を超えている地点がいくつか見受けられる」とした上で、「このような地点に関しては、より詳細な格子間隔を施したり、遡上計算を実施したりすることで計算結果の精度を向上させ、場合によっては痕跡高の信頼性を吟味することによって、最大水位上昇量が痕跡高を上回ることを確認しておく必要がある。」とし、同2～187頁において、最大水位上昇量が痕跡高を下回った11地点についてより詳細な計算格子を用いて再度計算を実施している。その上で、なお「1.0」を上回った3地点について、同188～190頁でさらに詳細な検討分析を行っている（なお、かかる検討分析は主査である首藤教授自身が担当しているものである（甲B6の3・2～188頁）。）。

それでもなお原告らは、甲B6の2の証拠のうち特定箇所のみを恣意的に引用した上で、「津波評価技術」が設計想定津波の計算結果が既往津波を超えていない可能性、すなわち過小評価の可能性があると認めているなどと主張する（準備書面（21）の25頁）。

しかしながら、同頁には、設計想定津波の計算結果が既往津波を超えていない場合には「津波評価技術」が、評価地点のみならず評価地点付近の計算結果の包絡線も既往津波の痕跡高を上回ることを確認することにより妥当性を確認することを原則とする旨が記載されているのであり、過小評価に至らないように慎重な算定・確認の手法が定められているのである。

したがって、原告らの上記主張は根拠のない論難にすぎず、失当である。

(4) 小括

以上のとおり、原告らの「津波評価技術」に係る主張はいずれも失当である。

第4 結果回避義務違反に関する原告らの主張に対する反論

原告らは、被告東京電力が被告東京電力準備書面(7)の84頁以下で詳細に述べた結果回避義務に関する主張に対し、「十分に対応できた方策ばかりである」とのみ反論し(準備書面(21)の53頁)、防潮堤設置が非現実的であることや非常用重要機器が地下階に設置されていたことの合理性、また原告らが主張する方策を講ずることによって本件事故を回避できたのか否かについても全く反論していない。

したがって、原告らは、被告東京電力が本件事故を回避するためにいかなる結果回避義務を講じるべきであったと主張しているのかについて、何ら特定できていないといわざるを得ない。

第5 裁判所からの「釈明事項」に対する回答

1 釈明事項(1)について

(釈明事項)

被告東京電力準備書面(7)58頁の第3段落には、いわゆる4省庁報告書(甲B115の1)について、「また、表4.6の数値は、2×標準偏差の範囲に入る確率を計算する過程で、2乗すべきところを2倍してしまっており、数値自体が誤っている」との記載があるが、表4.6(甲B115の1・20

1頁)について、正しい数値を指摘されたい。

(回答)

表4.6のうち、「標準偏差分の幅を考慮した場合に、実測値が取りうる範囲(確率=0.68)」については、1乗するのと1倍するのとで計算結果は異なるため、数値自体は正しい。

これに対し、「2×標準偏差分の幅を考慮した場合に、実測値が取りうる範囲(確率=0.95)」については、正しい計算式は別紙のとおりであり、その結果、正しい数値は以下のとおりとなる。

計算値	2×標準偏差分の幅を考慮した場合に、実測値が取りうる範囲(確率=0.95)
2 m	$0.9 \text{ m} \leq \text{実測値} \leq 4.4 \text{ m}$
5 m	$2.3 \text{ m} \leq \text{実測値} \leq 11.1 \text{ m}$
10 m	$4.5 \text{ m} \leq \text{実測値} \leq 22.2 \text{ m}$

2 釈明事項(2)について

(釈明事項)

被告国は第5準備書面25頁以下において、「規制権限行使の作為義務を導く前提としての予見可能性については客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づき具体的な法益侵害の危険性が認められることが必要である」旨を主張しているところ、被告東京電力は、どの程度の信用性があり又は確立した知見であれば、地震対策又は津波対策に取り入れることができると考えているのか、被告国の第5準備書面25頁以下と同様ということか、明らかにされたい。

(回答)

被告東京電力の過失を基礎付ける予見可能性については、客観的かつ合理的根拠をもって形成、確立した科学的知見に基づいて、具体的な法益侵害の危険性が認められるものでなければならない。

第6 原告らの求釈明事項に対する回答

1 求釈明事項1について

(求釈明事項)

被告国は、本件文書を「電力会社らから提出されたと認められる資料」とであると述べているが、「電力会社ら」とは具体的にどの電力会社であるか不明である。そこで、

- (1) 被告東京電力は本件文書の提出者であるか否か回答されたい。
- (2) 否とすれば、本件文書を被告国に提出した主体は誰であるか、被告東京電力の把握する限度で明らかにされたい。また、被告国に対する提出時期も明らかにされたい。
- (3) 本件文書の提出は被告国の要請に基づくものか。被告東京電力の把握する限度で、提出に至る経緯を明らかにされたい。

(回答)

本件文書は被告東京電力が保有していたものではなく、上記求釈明事項について正確なことは不明であるが、同文書の冒頭に「津波対応WG」とのクレジットがあること、被告国が同文書を保有していたことからすれば、同文書は電気事業連合会から被告国に提出されたものであると思料される。

ただし、その提出時期、提出に際して被告国からの要請があったか、その他提出の経緯については不明である。

2 求釈明事項2について

(求釈明事項)

原告らはこれまで、国会事故調にもその存在について記載のある「2000（平成12年）年に電気事業連合会の部会に報告された、津波に関するプラント概略影響評価についての資料一切（報告についての議事録を含む）」について、文書送付嘱託等により繰り返し被告らに提出を求めてきた。

本件文書は、原告らが提出を求めてきた上記文書と同一のものであるか否か、回答されたい。

(回答)

本件文書は被告東京電力が保有していたものではなく、不知。

3 求釈明事項3について

(求釈明事項)

被告国は、本件文書の作成者が誰であるかについて言及していない。そこで、
(1) 被告東京電力において把握する限度で、本件文書に含まれる下記の各文書についての作成者を明らかにされたい。被告東京電力が作成に関与していればその旨も明らかにされたい。

①平成9年7月25日付「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査』への対応について」と題する文書

②平成9年7月25日付「『太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査（太平

洋津波調査)』に係る津波高の検討について」と題する文書

③平成9年7月25日付「7省庁津波評価に係わる検討結果(数値解析結果等の2倍値)について」と題する文書

④平成9年7月25日付「対応策等の考え方」と題する文書

⑤平成9年7月25日付「4省庁が示す計算上の誤差要因と電力の考え方について」と題する文書

⑥「想定しうる最大規模の津波におけるパラツキの位置づけについて」と題する文書

⑦平成9年7月25日付「想定しうる最大規模の地震津波に関する断層パラメータの推定誤差について」と題する文書

⑧平成9年7月25日付「『津波防災計画策定指針(案)』に関する問題点整理表」と題する文書

(2) 「想定しうる最大規模の津波におけるパラツキの位置づけについて」と題する文書については、その作成時期も、被告東京電力において把握する限度で明らかにされたい。

(回答)

本件文書は被告東京電力が保有していたものではなく、上記求釈明事項について正確なことは不明であるが、上記①、②、③、⑦及び⑧の文書の作成者は、冒頭に「津波対応WG」とのクレジットがあること、福島以外の原子力発電所に関する記載もあることからして、訴外電気事業連合会であると思料される。上記④、⑤、⑥の文書の作成者及び⑥の文書の作成時期は不明である。

4 求釈明事項4について

(求釈明事項)

本件文書には「津波対応WG」なる記載が散見されるが、これは何らかの組織内グループの名所を指すものではないかと推測される。そこで、

- (1) 「津波対応WG」の正式名称を明らかにされたい。
- (2) 「津波対応WG」の構成員及び代表者を明らかにされたい。
- (3) 「津波対応WG」が属する組織名を明らかにされたい。

(回答)

文書の体裁からすると、「津波対応WG」とは、訴外電気事業連合会内に存在していたワーキンググループ(津波対応ワーキンググループ)と考えられる。

同WGは、訴外電気事業連合会及び被告東京電力を含む各電力会社によって構成されていたものであるが、その構成員、代表者、属する組織名等については、本訴訟との関連性が不明であるため、回答の必要性がない。

以 上

4省庁報告書	正しい内容
<p>標準偏差分の幅を考慮した場合に、実測値が取りうる範囲(確率=0.95)</p> <p>計算値=2m 下限:$2 \div (2 \times 1.49) = 0.671 \approx 0.7$ 上限:$2 \times (2 \times 1.49) = 5.960 \approx 6.0$</p> <p>計算値=5m 下限:$5 \div (2 \times 1.49) = 1.678 \approx 1.7$ 上限:$5 \times (2 \times 1.49) = 14.900 \approx 14.9$</p> <p>計算値=10m 下限:$10 \div (2 \times 1.49) = 3.356 \approx 3.4$ 上限:$10 \times (2 \times 1.49) = 29.800 \approx 29.8$</p>	<p>標準偏差分の幅を考慮した場合に、実測値が取りうる範囲(確率=0.95)</p> <p>計算値=2m 下限:$2 \div (1.49^2) = 0.901 \approx 0.9$ 上限:$2 \times (1.49^2) = 4.440 \approx 4.4$</p> <p>計算値=5m 下限:$5 \div (1.49^2) = 2.252 \approx 2.3$ 上限:$5 \times (1.49^2) = 11.101 \approx 11.1$</p> <p>計算値=10m 下限:$10 \div (1.49^2) = 4.504 \approx 4.5$ 上限:$10 \times (1.49^2) = 22.201 \approx 22.2$</p>